

平成 2 3 年度

財政援助団体監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成25年2月1日

監査の対象 (財)高砂市勤労福祉財団
高砂市勤労者総合福祉センター
高砂市勤労者体育センター

第3 監査の範囲

平成23年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理、施設管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体に対し事業報告書の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

平成22年度をもって高砂市生石宿泊センターが休止となり、業務が縮小している中、高砂市勤労者総合福祉センター及び高砂市勤労者体育センターの利用人数も前年度に比べ減少しており、厳しい状況におかれていると考えられる。

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約、財産管理その他の事務及び施設の管理についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。今後とも事務の執行に当たっては、厳しい財政下であることを十分認識され、職員一人ひとりが強いコスト意識を持って対応されたい。

福利厚生事業及び啓発事業については、講座や教室の当初募集や、定員割れの場合の追加募集を行う際にもパンフレットの設置場所について工夫をされ幅広く広報されたい。

相談事業の若者就労相談については、相談件数は、19件であったが、事業の効果が上がるよう実施されたい。

啓発事業の英会話教室については、3コースを設定し実施しているが、特色を出し、受講者の確保及び受講者が継続して受講するよう努められたい。

今後においても高砂市勤労者総合福祉センターの利用者の確保については、施設の整備も含め高砂市と十分協議され本事業を存続されるよう要望する。